

令和7年度の奈良県における児童虐待の状況について

1. 令和7年度児童虐待相談対応件数（速報値）

○児童相談所の対応件数 1,682件（県児相1,353件、奈良市児相329件）

対前年度比2.4%減（県児相2.4%減、奈良市児相10.4%増）

令和6年度1,724件（県児相1,426件、奈良市児相298件）

○39市町村の対応件数 3,082件（うち奈良市分1,325件）

対前年度比2.3%減（うち奈良市分2.8%増）

令和6年度3,156件（うち奈良市分1,289件）

注1)「対応件数」は、児童相談所及び市町村が受け付けた児童虐待相談に対して行った対応（助言指導や措置等）の件数

注2)「対応件数」は、重複あり（児童相談所と市町村の両方で対応している案件があるため）

2. 令和7年度に児童相談所又は市町村が支援等の対象とした児童数

6,816人

【児童数の内訳】	心理的虐待	2,885人
	ネグレクト	2,391人
	身体的虐待	1,456人
	性的虐待	84人
	合計	6,816人

【参 考】	令和4年度：6,591人
	令和5年度：6,432人
	令和6年度：6,965人

注)「児童数」は、児童相談所及び市町村が児童虐待対応にあたり、支援や見守りが必要なケースと判断し「進行管理」している

児童の総数（「虐待を受けた児童」と「虐待を受けるおそれがある児童」を合算した児童数）

(1) 児童相談所の状況

- 「対応件数」は、令和6年度と比較すると42件減（2.4%減）となった。
 - ・県児相が73件減（5.1%減）
 - ・奈良市児相が31件増（10.4%増）
- 「虐待種別」では、令和6年度と比較すると
 - ・「心理的虐待」が27件増（3.6%増）
 - ・「ネグレクト」が1件増（0.2%増）
 - ・「身体的虐待」が79件減（15.1%減）
 - ・「性的虐待」が9件増（31.0%増）
 - ・傾向については、前年度と比較すると、全体に対する「身体的虐待」の割合が減少し、「心理的虐待」の割合が増加した。
- 「虐待通告の経路」では、「警察」「市町村」「近隣知人」の順に件数が多い。
令和6年度と比較すると
 - ・「家族」が74件増（88.1%増）
 - ・「警察」が57件増（9.6%増）
 - ・「市町村」が103件減（25.3%減）

(2) 市町村の状況

- 「対応件数」は、令和6年度と比較すると74件減（2.3%減）となった。
 - ・奈良市分が36件増（2.8%増）
- 「虐待種別」では、令和6年度と比較すると
 - ・「心理的虐待」が73件減（5%減）
 - ・「ネグレクト」が37件減（3.8%減）
 - ・「身体的虐待」が31件増（4.5%増）
 - ・「性的虐待」が5件増（29.4%増）
 - ・「心理的虐待」が全体の約半数を占めており、その傾向は令和6年度と同様である。
- 「虐待通告の経路」では、「学校等」「こども家庭センター」「都道府県」の順に件数が多い。
令和6年度と比較すると、
 - ・「家族・親戚」が53件減（23.9%減）
 - ・「近隣・知人」が43件減（38.7%減）
 - ・「学校等」が36件減（3.9%減）

(3) 分析等

- ・対応件数は、児童相談所及び市町村ともに高止まりしているが、わずかに減少している。
- ・県内各市町村において、母子保健分野と児童福祉分野の一体的運営を目指すこども家庭センターの設置が進んでおり、訪問支援型の家庭支援事業が充実してきていることが影響していると推察される。
- ・児相相談所に係る虐待通告の経路では警察及び家族が増えており、近年の児童虐待事件の報道等を受けて県民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まっていると考えられる。
- ・今後とも、児童虐待の未然防止と早期対応のため、児童相談所と市町村の体制強化及び専門性の向上に努めるとともに、学校や警察等の関係機関との連携強化をより一層図っていく。

<別添資料>

- ・資料1 奈良県の児童虐待相談対応件数の推移
- ・資料2 令和7年度 児童虐待相談の状況について（児童相談所）
- ・資料3 令和7年度 児童虐待相談の状況について（市町村）